

つぶやきがんちゃんの

# 生活知恵袋

せいいかつちえぶくろ



Vol. 99



齋藤廣勝 (さいとう ひろかつ)  
株式会社トータルライフサポート代表取締役  
・CFF®ライティファイアードファインシャルプランナー  
・1級ファイナンシャルプランニング技能士  
・日本商工会議所 年金・退職金等認定講師  
・住宅ローンアドバイザー  
・金融広報アドバイザー

## 保険と暮らしの相談センター

### “ご加入中の火災保険は大丈夫!?”

近年、局地的な豪雨や落雷、竜巻、異常な大雪などにより家屋や家財の損害が増えております。現在ご加入中の火災保険でしっかりと対応できますか?  
ぜひ補償内容をチェックしてみましょう!!

お気軽にご相談ください。

株式会社 **トータルライフサポート**

募集代理店

〒010-0916 秋田市泉北3丁目17-22

● 営業時間／9:30～18:30

● 定休日／水曜日

**TEL 018-827-7611**

FAX 018-827-7610

URL <http://tls-akita.co.jp>

詳細はホームページでもご覧いただけます。

今月のテーマ

## 自然災害からの防衛

秋田県を襲った7月23日の記録的大雨は、広範囲な地域に甚大な被害をもたらした。河川の氾濫や土砂崩れ、道路の冠水が相次いで発生し、比類のない事態を招いてしまった。被災された皆様には心よりお見舞いを申し上げます。

交通機関への影響や農産物への被害、住宅の冠水などなど、生活への影響は計り知れない。秋田県の災害連絡室では7月26日、17市町で980棟の住宅が全半壊・浸水被害を受けたと発表した。私も、いくつかの被災現場を調査したが、一口に床上浸水とはいっても見ると聞くとの違いは大きい。建物や家財の損壊はもちろん、衛生上の問題など、生活に与える影響は想像を絶する。

起きてしまった災害を元に戻すことは出来ないが、せめて同じ被害を繰り返さないための対策や、経済的な損失を補填するための備え（保険）など、今後の教訓としなければならない。

さて、ここで改めてこの度の大雨とその被害について考えてみよう。秋田県はこれまで自然災害の発生が比較的少ない地域と言わされてきたが、危機意識が薄れたり、油断をしていなかっただろうか…?近年、各地を襲った未曾有の記録的大雨による被害は、ある意味警鐘が鳴らされていたと言えるのかもしれない。この度、秋田県を襲来した大雨は、3年前の広島の土砂災害、2年前の鬼怒川（栃木県）の決壊、今年の九州地方を襲った大雨に匹敵するようなものであった。そのどれもが「線状降水帯」なるものがもたらしたと言われている。この用語はごく近年、平成26年8月の豪雨による広島市の土砂災害以降に使われ始めたようだ。

＜線状降水帯＞気象庁が用いる気象用語で、その定義は厳密な定義はないものの、「次々と発生する発達した雨雲（積乱雲）が列をなした、組織化した積乱雲群によって、数時間にわたってほぼ同じ場所を通過または停滞することで作り出される、線状に伸びる長さ50～300km程度、幅20～50km程度の強い降水をともなう雨域」

「50年に一度」とも表現されるが、では次は50年後かというとそんな確証はない。であれば、この度の災害に学び、これから出来ることを考えたいものである。

### ● 住宅を災害等から守る

人生で最大の買い物と言われる住宅だが、その高さゆえ災害発生時の損害規模も大きい。もし、災害による損害・損失が火災保険等で補償されていなければ、家計に及ぼす影響は計り知れない。

では、甚大な影響を及ぼす損害とはどんなものがあるのだろうか？秋田でも竜巻や爆弾低気圧の発生に伴う損害が近年目立ってきたし、水害や風災・雪災・地震などの自然災害なども無視できない。一概に温暖化と決めつける説にはいかないかもしれないが、地球規模で気象が変わっている事実は否めない。今回の大雨による河川の氾濫がもたらした大規模な被害も、どれだけの方が予想できていたらうか…?大規模災害の起きた後で不謹慎だと言われるかもしれない

この言葉は「伝説の警句」とも言われ、ことわざ辞典にも載っている。誰もが知る言葉だが、改めてその解説を見てみると、「災害は人々がその恐ろしさを忘れた頃に、また起るものである」とのこと。だから、油断禁物・用心を怠るなという戒めの言葉」とあった。元は「天災は忘れた頃にやつてくる」のようで、物理学者・隨筆家・故寺田寅彦の言葉とされる。

頻繁に発生する事象に関しては、被害の程度は軽微のものが多く、それなりの注意や対策が取られていることが多い。しかし、今回のような災害に関しては、まさに不意を突かれた感はあるし「忘れた頃にやつてきた」と言えるのかもしれない。

今後、同様の災害、いやそれ以上の災害が起きないと限らない。今回、幸いにして大きな被害に至らなかつた方も、改めて想定されるリスクを洗い出し、必要な対策を考えなければならない。

### ● 災害は忘れたころにやつてくる

が、今後の「リスクに備える」という意味で、被害を受けてしまった所に予測可能なところはなかつたか、検証も含めて今後の災害に備えなければならない。

被害を受けた住宅が保険金で復旧出来た方は、改めて保険の有難さを実感されたかと思うが反面、保険請求はしたものとの補償対象外だったり、一部のみの補償だったりと、問題が発覚したケースも少なくないようだ。今回、被害を免れた方も、今後に考え方のリスクの洗い出しと火災保険等の補償範囲のチェックを改めて行ってほしい。

## ●過去の災害に学ぶ

三陸地方は、歴史的にみて度々強大な津波に襲われている。しかし、東日本大震災では、比類のない被害規模で繰り返されてしまつた。「災害は忘れたころにやつてくる」の言葉通り、2011年に起つた東日本大震災での津波襲来は、おびただしい数の住宅を飲み込み、そして尊い命までも奪つていつた。地震発生から6年を過ぎた今でも、私たちの記憶には鮮明に残り未だにその傷は癒えていない。平穏な暮らしを一瞬にして奪い去つてしまつたおそましい惨状を決して忘れてはならない。

火災保険に加入していても、津波による住宅の被害は地震保険への加入が無ければ補償はされない。被災者の中には、地震保険に加入していなかつたため、新築住宅が流失した上、住宅ローンだけが残つたというあまりにもむごいケースもある。

地震保険の世帯加入率については、相次ぐ大震災の影響もあり、1994年末時点で全国平均9%だったが、2015年には29.5%と3倍超に増加している。そんな中、秋田県の世帯加入率は20.2%と低迷し、全国ワースト8位だ。将来の地震による損害発生は予測していくが、3・11では地震被害が秋田県内でもそれなりにつつたことも事実である。改めて地震保険の必要性を考えたいものだ。

一方、水害への補償はどうだけ確保されているのだろうか?この度の秋田県での水害発生状況を考えると、こちらもリスクの存在を改めて検証し備えなければならない。持ち家世帯の水害補償付保率(全国平均)は、保険で約42%、共済で33%と決して高くはない。残りの世帯についても、水害リスクがゼロであるはずはないし、「我が家は大丈夫」といった、思い込みでの判断は避けたいものである。

## ●火災保険の主な内容をチェック

皆さん、「自身が加入する「火災保険の補償範囲」や「金額」を正確に理解されているでしょうか?」と

かく人は、身近に何かが起きてみないと、改めて考えることは少ないものなのだが、自分の身に災害が起きたらでは手遅れになつてしまつ。そうならないためにも、事前に必要補償を満たす内容になつてているのかをチェックする必要がありそうだ。是非ともお勧めしたい必要最低限の確認項目は①自宅に存在するリスク、②補償金額、③補償範囲、④地震保険の加入、⑤家財の加入の有無について取り上げ、詳しく見てみよう。

## ●自宅に存在するリスクをチェックする

火災保険の加入やその補償範囲を考える上では、リスクチェックありきでなければならない。リスク以上の補償を作ることは無駄な保険料を負担することになるし、逆に潜伏するリスクに対応できない保険は論外ともいえる。ただ火災保険に入つてあるだけの「保険ありき」であつてはならない。

火災保険に加入して10年・20年を超える方も少なからずいると思うが、この間に火災保険の内容確認や見直しは行われてきただろうか?契約当時はその契約内容で良かつたとしても、気象変動は自然災害リスクを明らかに増大させている。これまでの経験は将来の安心にはつながらない。改めて、ハザードマップの確認などを踏まえた適切なリスク診断を行うことが必要であり、「リスクありき」の火災保険チェックをしなければならない。

## ●補償範囲の確認

皆さんは火災保険の補償項目とその守備範囲をどこまで知っているでしょうか?

一口に火災保険と言つてもその保障範囲は結構広く、「そんなところまで補償してもらえるんですか?」と驚かれる方もあるくらいだ。名称は火災保険だが、「火災だけが補償されるものではない」とことを先ずはご理解いただきたい。

主な補償項目を表にまとめたので、自宅の所在する地域の環境に鑑み、どんなリスク(危険)が潜在するのか、是非とも現況を確認していただきたい。(表1)

近年、火災保険の請求は、とりわけ自然災害が多くなっている。竜巻や爆弾低気圧などの「風災」、「落雷」による住宅設備や家財の損壊、大雪による屋根などの損壊、そして大雨による床上浸水や土砂災害などの「水災」の被害は、明らかに増大している。これら

の状況を踏まえ、改めて既契約の火災保険の内容をチェックしてみよう。

火災保険への加入は、多くの方が住宅購入の際に口一の返済期間に合わせた長期の契約をしているケ

スが大半だ。さて、「この時の火災保険の契約締結を思い出していただきたい。本来あるべき「想定されるリスクを前提とした検討」がなされたんだろうか?どちらかというと、大事な資産を防衛するというより、ローンのための契約になつていいなかつたか?」リスクを洗い出し、これまでの既成概念に捕らわれない、大胆な見直しが必要かもしれない。

【表1】 基本補償項目		チェック(○×)
1	火災	
2	落雷	
3	破裂・爆発	
4	風災・ひょう災・雪災	
5	盗難	
6	建物外部からの物体の落下、飛来、衝突等	
7	給排水設備の事故による水漏れ	
8	騒擾、労働争議に伴う暴力、破壊行為	
9	水災 台風、暴風雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等による損害	

## ●家財への加入

家財への保険加入率データの正確なものは見つけられなかつたが、およそ半数(50%)位とも言われる。「我が家には大した家財はないから保険加入もいらぬ」との声もよく聞く。果たしてそうだろうか…?

一口に家財とはいっても、家具や電化製品以外にも家族全員の春夏秋冬の衣類、靴やバッグ、時計・眼鏡・寝具や食器の果てまでを計算すると、その金額は想像を超える。繰り返しても、住宅が火災等で全壊した際には生活を取り戻すためには家財から始まる。もし、保険が無かつたらどんなことになるか?ましてや住宅ローンが残つていれば火災保険金はその返済にも回さざるを得ない。仮に全焼に至らなくても、消防隊が延焼を止めための放水は、家財に対する配慮は出来るはずもない。

また、東日本大震災での家財の被害は全損となつたケースも少なくなかつた。そして近年、落雷による電化製品の被害も目立つてきている。極端なケースでは、コンセントの差し込まれていた電化製品の大半が、お釈迦になるケースも少くない。何度も「言うようだが、改めてリスクに見合つた補償の確保をしてほしい。

## ●来月号は…

相談件数の多い生命保険に焦点を当て、「間違いだらけの生命保険にメスを入れる」をテーマに書くことにしよう。